

八戸圏域地域公共交通網形成計画 及び 八戸圏域地域公共交通再編実施計画の作成について

1. 計画作成の背景

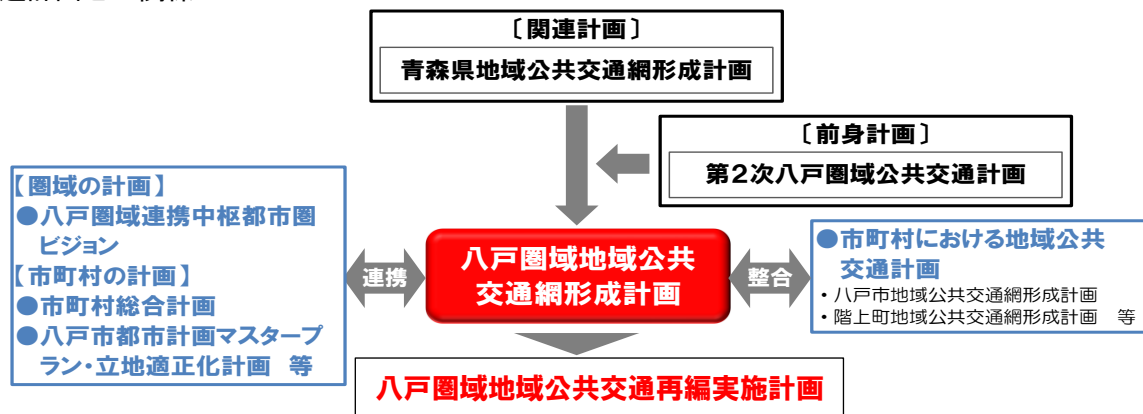
1) 法律における両計画の位置づけ

- ・市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）に基づき、平成20年度に「八戸市地域公共交通総合連携計画」を、さらには平成25年度に「第2次八戸市地域公共交通総合連携計画」を作成し、これら計画に基づき地域公共交通の活性化及び再生を推進してきたが、平成26年11月の活性化再生法の一部改正に伴い、今後の人口減少や厳しい事業環境の下でも、持続可能な地域公共交通網の形成を目指す新たな計画として、平成27年度に「八戸市地域公共交通網形成計画」を作成した。
- ・活性化再生法では、「地域公共交通網形成計画」を持続可能な地域公共交通網形成に資する活性化及び再生を推進するためのマスタープランとし、マスタープランに位置づけた公共交通ネットワークの再構築のための事業（以下、「再編事業」という。）の具体的実施計画を「地域公共交通再編実施計画」と位置づけている。

2) 圏域における地域公共交通網の再編の必要性

- ・市では、「八戸市地域公共交通網形成計画」に基づき、国の支援を受けながら市内路線の再編事業を進めるため、「八戸市地域公共交通再編実施計画」を平成29年度中に作成する予定であった。
- ・しかしながら、国の方針変更により、広域的な計画として圏域の法定協議会との協議の下で「地域公共交通網形成計画」を作成し、当該計画に基づき圏域の「地域公共交通再編実施計画」を作成し大臣認定を受けないと国の支援策が受けられなくなった。
- ・このことから、八戸圏域連携中枢都市圏の構成8市町村が作成主体となり今年度中に両計画を作成し、来年度から5年間にわたり国の支援を受けながら、圏域内路線の再編を進めていくこととなった。

2. 関連計画との関係



3. 計画区域

八戸圏域連携中枢都市圏構成8市町村の全域

4. 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

5. 網形成計画の基本理念（案）

自家用車に過度に依存しなくても安心して生活を営むことができ、公共交通を軸とした活発な交流により多様な個性・特性が輝き、圏域全体が一体的に発展するとともに、圏域における定住促進に資する「公共交通指向型の圏域づくり」を目指す。

6. 網形成計画の基本方針（案）

方針1：圏域における定住促進に資する公共交通ネットワークの形成

方針2：圏域市町村で暮らし続ける上でのセーフティネットの構築

方針3：生活の基盤となる公共交通の持続性の向上

方針4：移手段として「選ばれる」地域公共交通体系の構築

7. 目標を達成するための事業（案）

方向性1：幹線ネットワークの利便性・持続性の向上

◇広域路線バスの持続性・生産性向上

八戸市～階上町方面路線の維持・再編等

◇幹線軸となるネットワークの効率化

市内幹線軸の維持・再編等

方向性2：市町村内での移動利便性の確保・維持

◇市町村内路線の効率性の向上

八戸市内を運行する路線バスの維持・再編等

◇需要に応じた効率的なサービスの提供

方向性3：公共交通が円滑に接続する拠点の形成

◇交通結節点の機能強化

ゲートウェイ間（八戸駅～フェリーターミナル）の連携強化等

◇公共交通相互の接続性の強化

公共交通機関同士の接続性の改善等

方向性4：公共交通の利用しやすさ・わかりやすさ向上

◇公共交通の利用環境の改善

ICカードの導入等

◇総合的な利用促進策の展開・維持・改善

総合的な利用促進策の展開等

8. 再編事業の実施（添付資料参照）

交通事業者等が実施する具体の再編事業を国の支援を受けながら推進するため、関係する特定旅客事業者等の同意を得て、年内に再編実施計画をまとめ、大臣認定申請を行う。事業の実施については、来年度から実施できるものを1次再編とし、圏域内の庁舎移転や高校の統廃合などの前提条件が整った時点で実施するものを2次再編、3次再編として翌年度以降に実施する。

9. 策定によるメリット

利用促進策の経費支援（5年間） など

例：公共交通マップの作成、モビリティマネジメントの実施等

補助率1／2

10. スケジュール

11月27日 第1回八戸圏域公共交通活性化協議会（法定協議会）

・協議会設立の目的や計画作成の進め方等について説明

12月17日 圏域ワーキング会議

12月18日 第2回八戸圏域公共交通活性化協議会（法定協議会）

・圏域網形成計画の協議

・圏域再編実施計画に関する意見聴取

12月19日 国への圏域網形成計画送付

12月21日 国への圏域再編実施計画の大臣認定申請

3月末 大臣認定